

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎港港湾計画の変更の概要

所管課（室）名

港 湾 課

◎ 公 告

- ・測量の実施（3件）
- ・測量の終了

建 設 企 画 課

//

告 示

長崎県告示第533号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、長崎港港湾計画（令和2年長崎県告示第259号）を変更したので、概要を次のとおり告示する。

令和6年10月18日

長崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 港湾計画の変更の概要

(1) 土地利用計画

地区名	用途	数量（ヘクタール）
深堀地区	埠頭用地	1（1）
	港湾関連用地	1（1）
	工業用地	54（54）
	都市機能用地	6
	交通機能用地	1（1）

（注）（ ）は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

(2) 港湾施設の利用

以下の既設の施設を廃止する。

地区名	施設	水深 （メートル）	延長 （メートル）
深堀地区	物資補給岸壁	7.5	130

2 港湾計画の縦覧場所

長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、雲仙市長から公共測量（道路計画）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年10月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市全域	令和6年10月8日から 令和7年1月23日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、復元測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年10月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
新上五島町	令和6年10月23日から 令和7年2月27日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（3級基準点測量及び水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年10月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和6年10月28日から 令和7年3月25日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、杵岐振興局長から公共測量（杵岐地区木堂第2ため池用地測量業務委託）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年10月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
杵岐市勝本町	令和6年9月25日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二一一一
四一

印刷所
印刷所

長崎県
長崎市杵岐町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト